

建設国保の安定運営のための 国会議員要請



宮建だより

Vol.209

建設国保が安定運営のもと、保険者機能を発揮して、国民皆保険制度の一翼を担っていただけるよう、12月に県内選出の国会議員の事務所回りをし、要望書を提出。現況を報告、共有し、意見を交わしました。

要請項目

- ① 国民負担の増大に考慮し、国民医療への公費助成を拡充してください。
- ② 2022年度の国保組合への国庫補助は、自然増等を含む医療費の伸びを勘案して、現行制度の堅持および補助水準を確保してください。
- ③ 国民健康保険の運営の主体は今後とも公営国保と国保組合とし、建設国保を育成・強化してください。

発行：(一社)宮城県建設職組合連合会
郵便番号：〒983-0862
住所：仙台市宮城野区二十人町301-3
E-mail：mken@wing.ocn.ne.jp

宮城県連 総合リンク

こちらのバーコードを
読み込んでください



ホームページ、LINE、Twitter、
Instagram、各種講習情報

国会議員対応 4名 (写真参照) 国会議員秘書対応 5名
秋葉 賢也 衆議院議員 (自由民主党)、伊藤 信太郎 衆議院議員
(自由民主党)、小野寺 五典 衆議院議員 (自由民主党)、安住
淳 衆議院議員 (立憲民主党)、庄子 賢一 衆議院議員 (公明党)



西村 明宏 衆議院議員 (自由民主党)



土井 亨 衆議院議員 (自由民主党)



鎌田 さゆり 衆議院議員 (立憲民主党)



岡本 あき子 衆議院議員 (立憲民主党)

60万署名 保険証存続求め全国で507,239筆



厚労省に積み上げられた50万筆の署名

全建総連で春から取り組んできた、保険証の存続を求める「60万署名」は、宮城県連で9,353筆が集められました。組合員の皆様のご協力に感謝いたします。

署名は9月末に全国一斉に厚労省に届けられ、その数は507,239筆となりました。

全建総連は10月5日に厚労省の井原保険局長と面会し、保険証の存続を訴えました。

井原局長は「50万の署名を受けて皆様の思いを感じた。保険証を渡す対面の機会をこれまで確保してきたこと、一体感を繋いでいることは意義がある」と理解を示す一方、「人口が減る中でどうしてもデジタル化の仕組みに移行しないと日本はやっていけない。国民1人1人が持てるマイナンバーカードを活用しない手はない」とデジタル化の必要性を強調しました。

全建総連では引き続き保険証を存続させる運動を強めていくとしております。

国会請願

持続可能な建設業の実現に向けて 100万人署名にご協力を

建設業は「若者離れ」「高齢化」が進行し、産業としての持続的な発展が危ぶまれる状況にあるため、長時間労働の是正や週休2日の推進、適切な賃金水準の確保など、建設労働者の処遇改善が課題と言えます。建設業の労働者数の減少に歯止めがかからなければ、社会資本の整備・維持管理や災害復旧等を適切に行うことが困難になり、国民生活に大きな影響を及ぼします。

60歳以上の高齢者(81.1万人、24.5%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

建設業者

ピーク時の平成11年に約60万社あったが、令和4年時点では約47万社まで減少(約22%減)

労働者

ピーク時に619万人いたが、令和4年時点で492万人(約30%減)

現状でも人手不足だが、高齢者が引退して、若手が入ってこない状況が続くと深刻な人手不足に陥る



10年後には大半が引退

若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

こうした状況を受け、全建総連では、建設労働者の賃上げや処遇改善、担い手確保・育成を目指し、2024年3月末を集約期間とし、100万筆の請願(国民が国政に対する要望、苦情等を直接国会に述べることのできるもの)署名運動(衆参両院議長宛)を行うことが決定されましたので、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

令和6年から 資格助成制度がパワーアップ！！

組合員の加入促進と脱退防止を目的に、令和6年1月1日以降の資格取得について、資格助成額と対象年齢が以下のとおり拡大されます。

宮城県連の資格助成制度の変更点

資格の取得日	対象年齢		助成金額
	45歳以下	45歳以上	
令和5年12月31日まで	対象	対象外	—
令和6年1月1日から	対象		45歳以下は一律2,000円増額

※全建総連の資格助成制度は変更なし

対象資格一覧（表に記載のない資格は助成の対象外になります）

NO	資格名	宮城県連		全建総連 年齢制限 なし
		45歳以下	46歳以上	
1	一級建築士	12,000	10,000	10,000
2	設備設計一級建築士			
3	構造設計一級建築士			
4	単一等級技能士			
5	一級 技能士			
6	一級 施工管理技士			
7	第一種電気工事士			
8	電気主任技術者（第一種、第二種）			
9	電気通信主任技術者			
10	給水装置工事主任技術者			
11	登録基幹技能者	7,000	5,000	5,000
12	二級建築士			
13	木造建築士			
14	二級 技能士			
15	二級 施工管理技士			
16	第二種電気工事士			
17	電気主任技術者（第三種）			
18	電気通信工事担任者			
19	職業訓練指導員免許			
20	測量士			
21	建築設備士			
22	消防設備士			
23	建築仕上改修施工管理技術者			

NO	資格名	宮城県連		全建総連 年齢制限 なし
		45歳以下	46歳以上	
24	道路標識点検診断士	7,000	5,000	5,000
25	発破技士			
26	火薬類取扱保安責任者			
27	消防設備点検資格者			
28	海上起重作業管理技士			
29	基礎施工士			
30	一級エクステリアプランナー			
31	ジェットグラウト技士			
32	第一種冷媒フロン類取扱技術者			
33	運動施設施工技士			
34	排水設備工事責任技術者			
35	配水管工技能者			
36	金属屋根工事技士			
37	認定ログビルダー			
38	プレハブ建築マイスター			
39	ウレタン断熱協会品質管理責任者			
40	一級建築測量技能者			
41	一級圧入施工技士			
42	作業主任者	5,000	2,000	2,000
43	各種 技能講習			
44	職長・安全衛生責任者教育			
45	各種 特別教育	3,000	対象外	対象外

申請方法

所属の組合支部で申請書を記入し、「証明書類の写し（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書など）を添付して提出。

宮城県内の主な教習先の講習スケジュールは宮城県連のホームページにまとめています。表紙のQRコードよりアクセスすることが可能です。

クオカードプレゼント

紹介した方もされた方もGET
詳しい内容は裏面へ

組合にはこんな職種の仲間が加入しています
大工 内装 土木 髙 設計 解体 板金 配管工 設備 左官 建具 など

建設職人を 紹介してください

詳しくはこちらでチェック!



仲間を
増やそう

一般社団法人 宮城県建設職組合連合会

イラスト:小宮山サト

加入した場合の主なメリット

病気になったときの保障



市町村国保

建設国保

仕事中にケガをしたときの保障



労災保険

老後の保障



建退共 (職人のための退職金)

資格取得したときの補助



資格助成金制度

加入のきっかけを 要チェック

現場 タイプ

【特徴】仕事の悩みや要求がある。現場で見かける〇〇さんの本名がわからない場合なども

▶ 保険の見直し系

- 国保の金額を安く抑えたい
- 国保の保障の速いを知りたい
- 市町村国保と料金比較をしたい
- 元請に労災保険に入れと言われて困っている
- 従業員で宮建国保に加入していない

▶ 資格系

- いろいろな資格を取ってスキルアップしたい
- 従業員に資格を取らせたいけど、お金が心配な親方
- 資格講習の情報を知りたい
- 入社で経費加点が欲しい

▶ 独立系

- 協会けんぽを抜けたが、今も建設業で働いている
- 事業主で自分の労災保険をかけたい
- 新しく雇った従業員を国保・労災に加入させたい

▶ 一人親方系

- 一人親方で入れる労災保険を探している
- 外注扱いで働いている

つながり タイプ

【特徴】よく行く場所にある人々の輪や、つい忘れがちな家族・身近な存在の中に現れる

▶ 近所系

- 現場でよく見かける人
- 建材屋・工具店でよく見かける人

▶ お悩み系

- 市町村国保が高くて困っている
- 将来の退職金について考えている
- 共済を探している

▶ つきあい系

- 職人の人脈を広げたい
- 同世代の仲間が欲しい
- 建設系の他団体に加入している人
- 趣味・サークルのメンバー
- 飲み屋でよく会う人
- 町内会やPTA、保護者会

▶ ツレ・家族系

- 娘のダンナ (義理の息子)
- 子供の同級生の親
- 事務をしている奥さん、母親

宮城県建設職組合 新加入紹介カード

新加入者と組合を紹介してくれた人が
クオカードをGET!

新加入する人

名前	
----	--

組合を紹介してくれた人

名前	
----	--

住所	〒
----	---

電話番号	
------	--

新加入者との関係性	
-----------	--

紹介カード利用にあたって

- クオカードの進呈は、新加入する方が手続きする支部に「紹介カード」を提出し、当会に入会した場合のみ対象。
- 宮城県内在住の方限定のキャンペーンです。
- 新加入者1名につき、紹介者は1名までとさせていただきます。
- 紹介者の記入のないものは無効になります。



どうする2024年問題

職人目線で考える建設業の働き方改革



☆ 建設業にも働き方改革がやってきた!



働き方改革って言うけど正直よくわからんな

どうせいつも通りですよね〜



ちょ…ちょっと待ってください! 大きな変化が待ってるんですよ! 私と一緒にみていきましょう!



改正ポイント1 時間外労働の上限が規制

これまで時間外労働の上限はなかったが、今後は2024年4月から法令違反で罰せられる

時間外労働に関する4つの特別条項

HP 10/720

HP 17/100



年間 720 時間以内



1ヶ月 100 時間以内



2~6ヶ月平均
どこで計算しても80時間以内



1ヶ月45時間を超えて
良いのは6ヶ月まで



改正ポイント2 年間で有休消化5日以上



改正ポイント3

時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金の引き上げ

令和6年3月31日まで

令和6年4月1日から適用



※60時間以下は従来通り 25%



労働時間の基本についておさらい

そもそも法定労働時間ってなに？

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間、週に40時間労働のこと

日	月	火	水	木	金	土
休	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	休

※法定休日：法律で定められた休日。毎週少なくとも1日

時間外労働をさせる場合どうする？

法定労働時間以上働かせる場合、会社と労働者が
36協定を結ぶ必要がある

36協定の原則

時間外労働も 月45時間以内 までならOK
年360時間以内

原則を超えて働かせる場合は、合わせて特別条項
(改正ポイント1・3)の締結も必要

注意すべきこと



働き方改革の対象になるのは
労働者の定義に当てはまる従業員のみ

偽装一人親方は犯罪！



本来は労働者として扱わなければならない職人を会社の
都合で独立させ、請負契約の一人親方として扱うこと

☆なぜ働き方改革をする必要があるのか？



なるほどなあ。でも、なぜわざわざそんな改革をする必要があるんだ？

実は他業種ではすでに開始しています。建設業は
下のような問題をかかえており、すぐに変えるのは
難しいとの理由で5年先延ばしされました。

建設業界の問題点

【働きすぎ】

全産業の平均より
年間300時間以上働いている



【時代遅れ】

他の産業で当たり前になっている
週休2日が取れていない



【慢性的な人手不足】

人手不足・職人の高齢化
特に若手の働き手が不足



これらの問題を解決するために改革が行われるのです



なるほど〜。僕らも働きやすくなるってことっすね〜！



いいことばっかだな〜！



ところがどっこい！

ちゃんと対策を考えないと、大変なことになりますよ！



☆ 働き方改革で現場は大混乱!?



どうしたんや急に! 改革することでマズいことでもあるんか?

実はそうなんです。
改正後、以下のことが起きるのではとされているんです



働き方改革開始後に起きる問題点の一例 (みなさんも考えてみましょう)

① 工期短縮分の穴埋めを誰がやるか問題



働き方改革に該当しない
事業主や一人親方が従業員
の穴埋めをするに



サービス残業が横行する



なにかしらのしわ寄せが
発生するため、取引先・
顧客の理解も必要になる



現場の進捗によっては
自社だけで管理・調整
できる問題ではない

② 従業員を雇うことが難しくなる (給料が減る)



休みが増えるということは給料も減る



元請との賃金交渉が必須に

③ 従業員で稼げなくなり一人親方として独立すると...



請負の会社の休みが増えると
実質的に収入減につながる



インボイス制度の影響を
モロに受ける



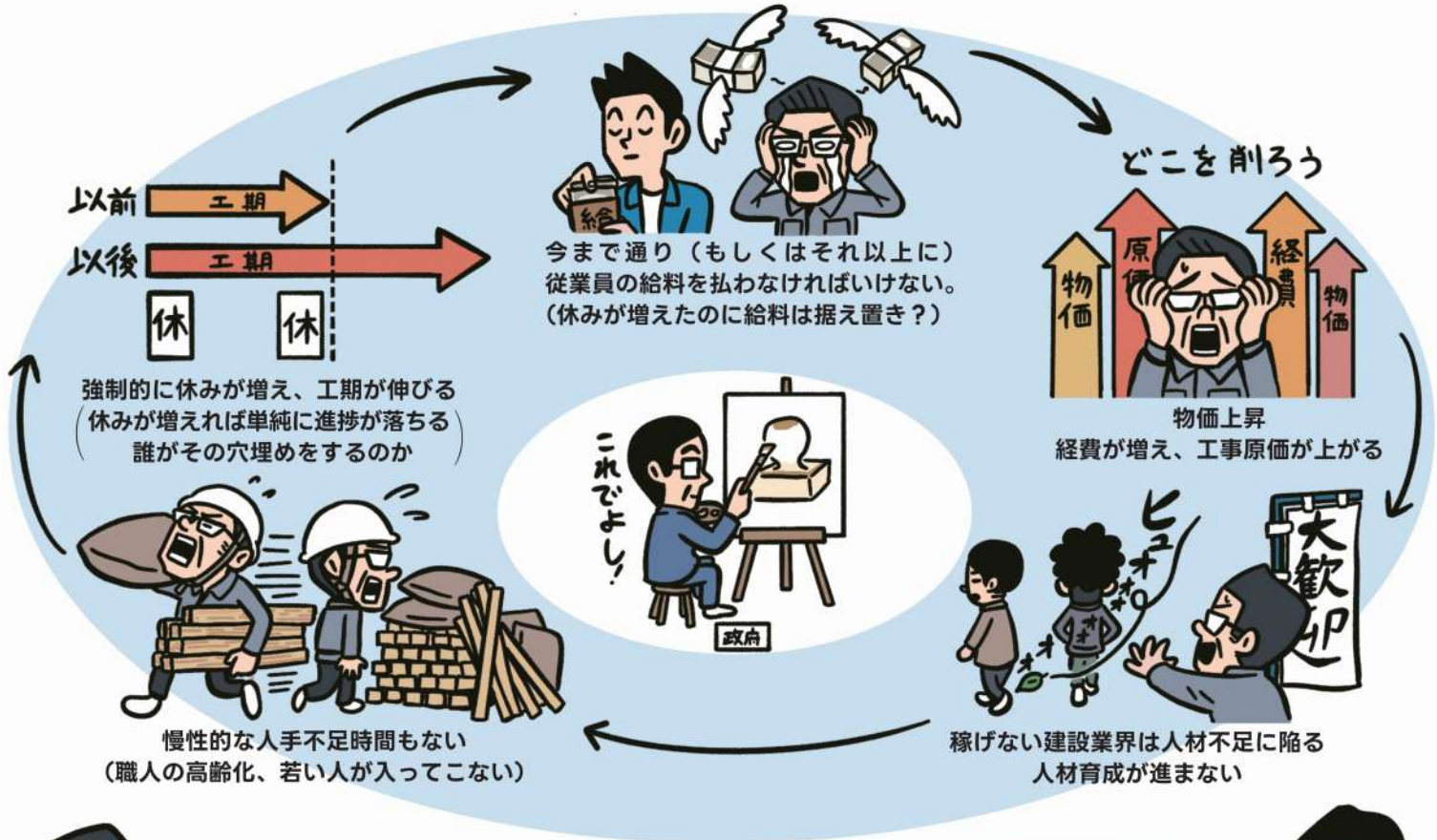
社会保険を理解しておらず
現場入場を断られる

④ 自然淘汰的に倒産・廃業が増える



働き方改革によって生まれる悪循環の例

賃金水準が上がっていないのに、先に時間規制をやられたら生活ができなくなるのが現実。(小さい事業者ほど改善するのは難しい)



政府はさすがになにか
対策を考えておるんだろ?

今のところ形式的な解決策しか
示されていません。特に中小企業
には対策が難しいのが現状です。



私たちがやるべき働き方改革対策の一例 (みなさんも考えてみましょう)



粗利を取れる部分を探す・作っていく



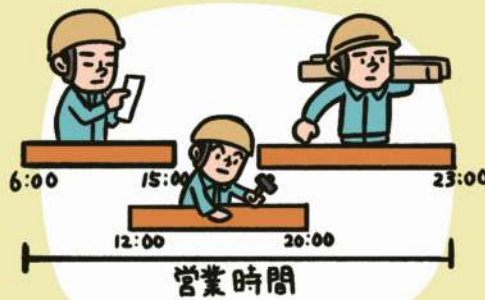
元請に工期を伸ばす・賃金アップの交渉をする



これまで以上に
コミュニケーション力・営業力を身につける



労務管理など自社の内部体制を改善する



始業・就業時間の調整など働き方の幅を広げる



信頼と実績を作り、企業の
ブランディング化を目指す



会社によって事情も違いますがそれぞれの状況に
合わせて今の働き方を少しずつ見直しましょう!



とにかくめんどくさい!

大迷惑!!

電子帳簿保存法



大変!!
2024年1月から
電子帳簿保存法のせいで
余計な仕事が増えるよ!!

え俺には
関係ないっしょ

イヤイヤ
事業規模は関係なく
電子取引を行なっている
事業者が対象よ

企業 個人

だから
電子取引なんて
したことないよ
仮想通貨のこと?

え? 電子取引って
こういうのよ

取引先からメール添付
された請求書など

クレジットカード
suicaなどの利用明細

ネット販売の
請求書・領収書

スマホアプリでの
決済情報

サイトのみで表示される
領収書データ
(ネットバンキングなど)

わしゃネットを
使わんから
対象外じゃな

じゃあ俺も
対象じゃん!

実店舗のみ

ビットコイン

申告に必要な書類	電子化の定義	2024年1月からの対応
①決算書・帳簿等	紙→電子データ	・従来通り紙でOK ・電子化は任意 (紙でやりとりしたものを無理にデータ化する必要はない)
・請求書 ・領収書 ・レシート等	②紙	紙→スキャナ
	③電子取引 (PDF等)	電子データ保存 (紙保存不要) ・データ保存が義務化 ・データ保存に関するルールが新設 ・条件付きで紙でもOK

電子帳簿保存法の改正で
電子取引の処理方法が変わる!

2024年1月から

- ◆電子データとして保存
- ◆いつでもダウンロードできるように保管

今まで

請求書を紙に印刷する

紙で保管

書類の
保存方法が
変わるよ

これまで電子取引は
紙保存するだけで
よかったけど
データ保存が義務化
されるの

赤枠部分が
変更箇所よ

電子取引データを保存するだけでなく3つのルールも守らないといけないの

電子取引データ保存に関する3つのルール

1. 検索機能の確保
2. 改ざん防止措置
3. パソコンやプリンターの準備



1. 検索機能

取引検索 🔍

日付 2022/1/31 ~ 2022/5/31

取引先 XX商事

金額 100,000 ~ 300,000

検索

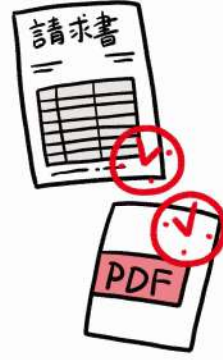
「日付・取引先・取引金額」で検索できるように

エクセルや専用ソフトでの管理が必要よ



2. 改ざん防止措置

タイムスタンプ (電子版の消印)



訂正削除履歴を残す、訂正削除できないシステム構築



事務処理規程を作成



3つのうちいずれか1つを満たさなければならない

一番手軽なのは事務処理規程の作成ね



3. パソコンとプリンターの準備



検索機能なんて大手くらいしか準備できないんじゃない? ウチはムリ!



ていうか今まで通り紙で管理したいよ



急にデータ管理なんて言われても...

2024年から開始
電子取引のデータ保存に関する3つのルール
(それまでに準備しなければならないこと)

	A	B	C
	原則 (ハードルが高く、対応が困難)	救済措置の対象となる事業者	
		検索機能を準備するのが難しい全ての事業者	電子帳簿保存法に対応できない相当の理由がある事業者
①検索機能の確保	○	×	×
②改ざん防止措置	○	○	×
③パソコンやプリンターの準備	○	○	×

○: 準備する x: 準備できない(免除される)

データ保存のルールが厳しすぎて対応できないという声に押されてルールを免除する救済措置ができたの

ルール免除の条件

- ① 電子取引のデータをパソコンやUSBメモリなどに保存し、税務調査時にデータのダウンロードを求められたら応じる
- ② 電子取引内容を紙に印刷して整理する

「対応できない相当の理由」ってなに?



「相当の理由」の手続・申請は不要か！
これなら俺も認められそう！

税務署が「相当の理由」として認めるかは不確実だけどね…

えっ!? ぜんぜん不安

「相当の理由」として認められる例

資金繰り、人手不足で対応できない

システムや社内整備に手が回らない

「相当の理由」として認められない例

提出が必要な紙データを捨てた

経営者の一存でやらない

できるのにやらない

※令和5年6月 国税庁発行 一問一答より

救済措置の対象となる事業者(B・C)向けまとめコーナー

2024年1月から

せめて月別フォルダで管理するか

202401

202402

税務署にデータ提示を求められたときのためパソコンやクラウドなどにデータを保存!!(保存期間7年)

電子取引

電子取引情報を印刷した紙を準備

メール等で受け取った取引情報

ダウンロードした取引情報

従来通り

二重計上しそつだし置き場がなあ

紙とデータで同じものが…

DX!

今後も電子化は推進されるはずだから紙資料を減らす準備はしないとね

税務調査で提示を求められたら渡せるようにしないとね

実際あるかは分かんないけど…

電子取引を行なった時点で2024年1月からはデータの保存が必須なんだな

税務署の人

注意：検索機能などのルールは免除されるがデータ保存自体は免除されない

意外と古い!ざっくり解説

電子帳簿保存法改正の歴史

1998年(平成10年)
ペーパーレス化社会に対応し
帳簿書類の保存負担軽減の
ため制定



2021年(令和3年)
電子取引のデータ保存を
義務化する改正



2023年末
までに
準備してね
電子取引の
紙保存は禁止する
のでよろしく!

2022年(令和4年)
対応が困難という
反対意見に押され
条件がゆるくなる



やっぱり
今まで通り
紙保存で
大丈夫です
※ただしデータ保存は義務化のまま

2023年(令和5年)
無駄な事務負担と経費負担が激増



消費税、申告、納税
全てデジタル化すれば
税を取りやすいぜ

税務調査で
書類を探す手間が
省けたよ

税務署の人



受取側の義務

発行側の義務